

新型コロナウイルス感染症に係る経済対策に対する提言について

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会においては、本年2月5日及び3月24日に提言を取りまとめ、提出したところであるが、その後も感染が拡大し、経済活動等が停滞していることから、引き続き調査・研究を実施した。

その検討結果を基に、下記のとおり提言するものである。

記

新型コロナウイルス感染症により経済的支援を必要としながら、支援制度の情報を知り得なかったり、支援手続の煩雑さにより、支援に結びつかなかった事業者に対し、市役所内に総合的な窓口を設けることにより、各種支援制度の情報を分かりやすく提供し、複雑な申請手続をサポートするなどの一貫した支援を行うこと。

なお、窓口設置に当たっては、下記事項に留意されたい。

【留意点】

- 1 国・県・市及び経済団体等の実施する支援制度に結びつけるために、県や商工会議所などとの連携を十分に確保すること。
- 2 今まで経済的支援に結びついていない各事業者に対する情報提供が行き届くよう、報道機関と連携をとるなど、相談窓口設置の情報について周知を図ること。
- 3 新型コロナウイルス感染症に係る経済的支援窓口がどこにあるか一目で分かるよう、案内を工夫するとともに、気兼ねなく相談できる窓口運営に努めること。
- 4 一定の期間を設け、集中的に相談対応に当たること。